議案第52号

朝来市職員の給与に関する条例及び朝来市企業職員の給与の種類及び 基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市職員の給与に関する条例及び朝来市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年9月2日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)により地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部が改正され、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項が削除されたこと、及び地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による会計年度任用職員制度の施行に伴い、関係規定の改正等を行うため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市職員の給与に関する条例及び朝来市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(朝来市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 朝来市職員の給与に関する条例(平成17年朝来市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「及び第30条の2」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第27条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第27条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。 第28条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定に より失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第30条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第30条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この 条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考 慮して、別に条例で定める。

第30条の2を削る。

第31条第6項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(朝来市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 朝来市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年朝来市条例第 218号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「、若しくは地公法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の 規定により失職し」を削り、同条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当して失 職した職員を除く。)」を削る。

第16条第1項中「、若しくは地公法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の 規定により失職し」を削る。

第19条を次のように改める。

(会計年度任用企業職員の給与)

- 第19条 地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。)の給与は、給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。
- 2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、朝来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和●年朝来市条例第●号)の規定を準用する。 第21条を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年12月14日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、

第1条中朝来市職員の給与に関する条例第7条第2項及び第30条の改正規定並びに第30条の2を削る改正規定並びに第2条中朝来市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第19条の改正規定及び第21条を削る改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(朝来市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 施行日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係 法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)第44条の規定による改正前の地方 公務員法(昭和25年法律第261号。以下「旧地方公務員法」という。)第16条第1号 に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当 及び勤勉手当の支給については、第1条の規定による改正後の朝来市職員の給与に 関する条例第27条第1項及び第4項、第27条の2第2号(第28条第5項及び第31条 第7項において準用する場合を含む。)、第28条第1項及び第2項第1号並びに第31 条第6項の規定かかわらず、なお従前の例による。

(朝来市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日前に旧地方公務員法第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第2条の規定による改正後の朝来市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第15条第1項及び第2項第2号(第16条第2項において準用する場合を含む。)並びに第16条第1項の規定かかわらず、なお従前の例による。

(朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

4 朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年朝来市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「、第20条第3項及び第30条第1項」を「及び第20条第3項」に 改める。

議案第52号資料

第1条関係 朝来市職員の給与に関する条例新旧対照表

現

行

(給料表)

第7条(略)

2 前項の給料表は、第30条<u>及び第30条の</u> 2に規定する職員以外の<u>すべて</u>の職員に 適用する。

(期末手当)

第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第27条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第31条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2、3(略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれ その基準日現在(退職し、若しくは失職 し、又は死亡した職員にあっては、退職 し、若しくは失職し、又は死亡した日現 在)において職員が受けるべき給料及び 扶養手当の月額並びにこれらに対する地 域手当の月額の合計額とする。

5、6 (略)

第27条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当 (第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) (略)
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支 給日の前日までの間に法第28条第4項 の規定により失職した職員<u>(法第16条</u> 第1号に該当して失職した職員を除 く。)
- (3) 、(4) (略)

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を

(給料表)

改

第7条(略)

2 前項の給料表は、第30条に規定する職員以外の全ての職員に適用する。

TF.

案

(期末手当)

第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第27条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第31条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2、3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれ その基準日現在(退職し、又は死亡した 職員にあっては、退職し、又は死亡した 日現在)において職員が受けるべき給料 及び扶養手当の月額並びにこれらに対す る地域手当の月額の合計額とする。

5、6(略)

- 第27条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当 (第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。
 - (1) (略)
 - (2) 基準日から当該基準日に対応する支 給日の前日までの間に法第28条第4項 の規定により失職した職員
 - (3) 、(4) (略)

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を

「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 (略)

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) (略)

 $3 \sim 5$ (略)

(臨時的任用職員等の給与)

- 第30条 法第22条第5項の規定により臨時的に任用される職員その他勤務条件の特別な職員(1週間の勤務時間が、第7条に規定する給料表の適用を受ける職員のうち勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間を勤務する職員(以下この条及び次条において「常勤職員」という。)の1週間の勤務時間の4分の3を超える者に限る。以下「臨時的任用職員等」という。)には、第5条から前条までの規定にかかわらず、給料並びに通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当を支給する。
- 2 臨時的任用職員等に支給する給料の額 は、次の各号に掲げる額の範囲内で任命 権者が定める。
 - (1) 月額で支給する場合 1月につき 285,600円
 - (2) 日額で支給する場合1日につき19,100円
 - (3) 時間額で支給する場合 1時間につき1,750円
- 3 臨時的任用職員等が、あらかじめ定め られた勤務時間(以下「所定の勤務時間」という。)の全部又は一部について 勤務しないときは、年次有給休暇等特に

「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 (略)

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) (略) 3~5 (略)

(会計年度任用職員の給与)

第30条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

- 任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない時間に係る給料は、支給しない。この場合において、勤務1時間当たりの給料額は、給料を月額で支給する者にあっては第23条の規定により得られた額とし、給料を日額で支給する者にあっては給料の日額を1日の勤務時間で除して得た額とし、給料を時間額で支給する者にあっては当該時間額とする。
- 4 第2項第1号及び第2号に規定する給料の支給を受ける臨時的任用職員等には、第17条の規定の例により通勤手当を支給する。
- 5 所定の勤務時間が割り振られた日において所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた臨時的任用職員等には、命ぜられて勤務した全時間に対して、第20条の規定の例により時間外勤務手当を支給する。
- 6 休日において所定の勤務時間中に勤務 することを命ぜられた臨時的任用職員等 には、命ぜられて勤務した全時間に対し て、第21条の規定の例により休日勤務手 当を支給する。
- 7 第2項第1号及び第2号に規定する給料の支給を受ける臨時的任用職員等には、第27条第1項、第2項及び第4項の規定の例により期末手当を支給する。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の40」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の60」とし、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料(給料を日額で支給する者にあっては給料の額に21を乗じて得た額)」とする。
- 8 第27条の2及び第27条の3の規定は、 臨時的任用職員等の期末手当の支給について準用する。
- 9 前各項に定めるもののほか、臨時的任 用職員等の給与に関し必要な事項は、常 勤職員の給与との均衡を考慮して、予算 の範囲内で市長が別に定める。
- 10 臨時的任用職員等には、他の条例に別 段の定めがない限り、前各項に定める給 与を除き、他のいかなる給与も支給しな い。

(非常勤職員の報酬等)

第30条の2 一般職に属する非常勤の職員 (法第28条の5第1項に規定する短時間 勤務の職を占める職員及び臨時的任用職員等を除く。以下「非常勤職員」という。)には、第5条から前条までの規定にかかわらず、報酬及び費用弁償を支給する。

- 2 前条第2項の規定は非常勤職員の報酬の額について、同条第3項の規定は非常 勤職員の報酬の減額について、同条第4 項は非常勤職員の通勤に係る費用弁償に ついて、同条第5項及び第6項は非常勤 職員の報酬の加算額の算出について準用 する。
- 3 前2項に定めるもののほか、非常勤職 員の報酬等に関し必要な事項は、常勤職 員の給与との均衡を考慮して、予算の範 囲内で市長が別に定める。
- 4 非常勤職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前3項に定める報酬及び費用弁償を除き、他のいかなる報酬等も支給しない。

(休職者の給与)

第31条(略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 第2項又は第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第27条第1項又は第28条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

7 (略)

(休職者の給与)

第31条(略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 第2項又は第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第27条第1項 又は第28条第1項に規定する基準日前1 箇月以内に退職し、又は死亡したとき は、当該各項の例による額の期末手当を 支給することができる。ただし、規則で 定める職員については、この限りでな い。

7 (略)

第2条関係 朝来市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現_

行

(期末手当)

(期末手当)

第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、その者の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地公法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても同様とする。

第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、その者の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

正

案

- 2 次の各号のいずれかに該当する者に は、前項の規定にかかわらず、当該各号 の基準日に係る期末手当(第4号に掲げ る者にあっては、その支給を一時差し止 めた期末手当)は、支給しない。
 - (1) (略)
 - (2) 基準日から当該基準日に対応する支 給日の前日までの間に地公法第28条第 4項の規定により失職した職員<u>(同法</u> 第16条第1号に該当して失職した職員 を除く。)
 - (3)、(4)(略)

3 (略)

(勤勉手当)

第16条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、その者の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地公法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 (略)

(非常勤職員の報酬等)

第19条 非常勤の企業職員には、職員の給 与との権衡を考慮し、予算の範囲内にお いて報酬及び費用弁償を支給する。

(臨時的任用職員等についての適用除外)

第21条 第5条から第6条まで、第7条の 2、第9条、第12条から第14条の2まで 及び第16条の規定は、臨時的に任用され る職員その他勤務条件の特別な職員(1 週間の勤務時間が常時勤務を要する企業 職員の1週間の勤務時間の4分の3を超 える者に限る。)には、適用しない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。
 - (1) (略)
 - (2) 基準日から当該基準日に対応する支 給日の前日までの間に地公法第28条第 4項の規定により失職した職員

(3)、(4)(略)

3 (略)

(勤勉手当)

第16条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、その者の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 (略)

(会計年度任用企業職員の給与)

- 第19条 地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。)の給与は、給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。
- 2 会計年度任用企業職員の給与の基準に ついては、朝来市会計年度任用職員の給 与及び費用弁償に関する条例(令和●年 朝来市条例第●号)の規定を準用する。

附則第4項関係 朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改 正 (給与条例の適用除外等) (給与条例の適用除外等) 第9条(略) 第9条(略) 2、3 (略) 2、3 (略) 4 任期付短時間勤務職員に対する給与条 4 任期付短時間勤務職員に対する給与条 例第17条第2項第2号、第20条第3項及 例第17条第2項第2号及び第20条第3項 び第30条第1項の規定の適用について の規定の適用については、これらの規定 は、これらの規定中「再任用短時間勤務 中「再任用短時間勤務職員」とあるのは 職員」とあるのは「再任用短時間勤務職 「再任用短時間勤務職員及び任期付職員 員及び任期付職員条例第4条の規定によ 条例第4条の規定により任期を定めて採

り任期を定めて採用された職員」とする

用された職員」とする